

令和7年度 磐田市 UIJ ターン就職・地元定着促進事業 業務委託 仕様書

1. 業務名：令和7年度 磐田市 UIJ ターン就職・地元定着促進事業 業務委託

2. 業務の目的

現在、本市を取り巻く状況として、少子高齢化による将来的な人口減少や、中小企業を中心とした人材不足が深刻化している。本市の産業を維持・向上していくためには、雇用に関する情報を発信し、県内外から本市に人材を呼び込み、UIJ ターン就職・地元定着を促進していく必要がある。

本事業は、就職説明会などのイベントや就活情報専用サイト等を通じた市内企業と学生・一般求職者との就職マッチング支援を行うことで、本市への UIJ ターン就職・地元定着を促進し、市内企業の人材確保を図ることを目的とする。

3. 履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 委託費上限額：10,200,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

※特定された契約予定者について、業務履行期間の当該業務の歳出歳入予算について減額または削除があった場合は、市は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

5. 業務内容

下記に留意の上、委託する業務の内容は次の（1）から（4）のとおりとする。

• **目標値：磐田市内の企業への就職者数 50人以上**

各事業の目標値を満たすように実施すること。また、進捗状況について管理・分析するとともに、最新の就職動向や求職者ニーズの把握、学生等の集客に努め、目標達成に向けた方策を講ずること。

• **イベント会場**

各事業の実施において、ある程度会場を指定しているが、より効果的な実施が期待できる場合には、その旨を提案すること。また、過去に実施した事業をもとに、磐田市内においてイベント会場として想定される会場を以下に記載するので、参考にすること。

○アミューズ豊田（磐田市上新屋 304）

○磐田市勤労者総合福祉センター（磐田市見付 2989-3）

○磐田市民文化会館「かたりあ」（磐田市上新屋 678-1）

○磐田商工会議所（磐田市中泉 281-1）

(1) 学生等を対象とした内容

※イベントの開催にあたっては、就活に係る内容等の学生にとって有益となるセミナー等を併せて開催すること

(ア) 業界研究フェア等のイベントの開催（2回）

対 象：大学生等（主に大学2年生・3年生）

参加学生等の目標値 各50名以上

会 場：①中京圏内

②静岡県内

学生等が参加しやすい駅周辺など利便性が高い会場を確保すること。

企 業：各30社程度の参加とすること。

内 容：企業情報や地域の魅力を企業の人事担当者等から直接学生等へ伝えて、就職活動本番前の学生等に企業への興味を喚起し、今後の就職活動において、市内企業が候補となることを促進するイベントを開催する。

また磐田市や静岡県西部地域で働くこと・暮らすことの魅力を伝えるため、市内企業等の人事担当者やOB・OG等との交流や座談会、「仕事のやりがい」、「自己の価値観」、「経験談」、「休日の過ごし方」、「磐田市や静岡県西部地域の暮らし」等のパネルディスカッションや講話等を行う。

時 期：令和7年6月以降

日程については、大学2年生・3年生等が就職を意識する時期や、大学の授業などを考慮し適切な日を調整すること。

(イ) 静岡県西部地域内での業界研究フェア等のイベントの連携

目 的：各イベントと連携し、就職活動本番前の学生等に企業への興味を喚起し、学生等の今後の就職活動において市内企業が候補となることを促進するイベントを開催する。

イベント：①産業振興フェア in いわた（令和7年11月頃開催予定）

②いわた・ふくろい就職フェア（令和8年2月頃（2日間）開催予定）

対 象：①大学生等（主に大学2年生・3年生）と高校生（主に1年生・2年生）

②大学生等（主に大学2年生・3年生）

※保護者への情報発信等も行うこと

参加学生等の目標値 ①大学生等60名以上、高校生30名以上、②100名以上

内 容：「①産業振興フェア in いわた」と連携して、企業ブース訪問ツアーを開催し、事前説明会を行うこと。

「②いわた・ふくろい就職フェア」については、当該イベントのサイト掲載及び申込み対応をはじめ SNS での広報と各大学へのチラシの配布を行うこと。

(ウ) いわた就活サポーターとの座談会（2回以上）

参 加：いわた就活サポーター登録企業各5社程度

内 容：いわた就活サポーターによる合同企業座談会を開催し、就活サポーターと学生がカジュアルな雰囲気の中で交流できる機会を提供する。学生等が参加しやすくなるように開催方法等を工夫すること。

時 期：上記、(ア) 及び (イ) のイベント等と併せて開催すること。

(エ) 高校生向けインターンシップの拡充

対 象：高校生

参加生徒等の目標値 30名以上

企 業：専用サイトの登録企業数目標値：50社以上増/年

内 容：高校生向けインターンシップを実施している企業を就活情報専用サイトに掲載し、高校生向けインターンシップ制度の利用を促すこと。

その他：高校生が夏休みに実施できるよう準備と周知を図ること。

参 考：<https://iwata-de.com/hs-internship/>



(2) 一般の求職者を対象とした内容

(ア) 転職・再就職イベントの開催（2回）

対 象：転職・再就職希望者（概ね35歳以上55歳未満までの就職氷河期世代や失業者等を含む）

参加者の目標値 各40名以上

会 場：磐田市内

企 業：市内企業各10社程度

内 容：企業の人事担当者等から企業情報や地域の魅力を直接転職・再就職希望者に伝えて、市内企業の人材確保を支援するとともに、地元定着を図るイベントを開催する。転職・再就職希望者が参加しやすくなるように開催方法等を工夫すること。また、開催にあたっては、来場する求職者を対象に、就業に係る内容等の求職者にとって有益となるセミナーを本イベントと併せて開催すること。

時 期：令和7年6月以降

日程については、転職・再就職希望者が参加しやすい適切な日を調整すること。

(3) 企業向け採用活動対策事業

(ア) 企業向け採用活動対策支援（3回）

対 象：市内企業

市内企業の参加目標値 各 30 社以上

会 場：磐田市内または WEB 開催

内 容：企業向けに魅力ある会社説明のノウハウやインターンシップ対策等に関する情報を発信するとともに、市内や全国の先進事例の紹介など学生や求職者の応募につながる魅力的な採用活動について理解してもらえるようなセミナーや伴走支援などを行うこと。また、テーマ別に開催すること。

時 期：令和 7 年 5 月以降

日程は、採用活動の実施時期などを考慮し適切な日を調整すること。

(4) 就職相談ブースの運営

(ア) オンラインによる就職相談ブースの運営

①学生や一般求職者等がオンライン上でいつでも就職相談することができる就職相談ブースを運営すること。相談ブースには相談員が常駐し、就職に関する相談を受け付ける。学生同士、保護者同士また学生と企業の若手職員等が交流できる場としても活用できるようにすること。

時 期：令和 7 年 4 月以降

(イ) いわた就活サポーター制度の拡充

①市内中小企業等から就活サポーターを募集するとともに、サポーターを紹介するサイトの機能を拡充し、オンライン上などで若手社員と直接就職相談がしやすい場を整えること。また利用者が増えるよう広く広報すること。

※サポーター登録目標値：50 社 100 名以上（令和 6 年 12 月現在 31 社 74 名）

※サポーターとの相談件数目標値：30 件以上（座談会含む）

時 期：令和 7 年 4 月以降

(5) 就活情報専用サイト等の活用・運営及び本事業の効果的な周知・PR 及び集客

(ア) 就活情報専用サイト「磐田^で」及び LINE 公式アカウントの運営

各事業の広報及び UIJ ターン就職・地元定着に必要な市内企業等の求人情報や地域情報などを一元的に提供するように運用すること。また、各事業の広報等を効果的に行うための LINE 公式アカウントを運用すること。なお、随時最新情報を収集し、更新をすること。ただし、以下の点に留意すること。

① 専用サイト

専用サイトの登録企業数目標値：100 社以上増/年

- ・ 月 1 回以上専用サイトの配信を行うこと。

- いわた就活サポーターと効果的なマッチングを促進する仕組みを構築すること。
- 運用にあたっては、現行の専用サイト「磐田de (<https://iwata-de.com/>)」の登録情報等を引継ぎ、契約締結後速やかに業務を開始することとする。
- 専用サイトによる情報発信の強化、登録企業への通知機能など専用サイトの機能拡充を図ること。
- 各事業のイベント情報や学生・一般求職者に対する各種支援情報、市内企業等のインターンシップ・採用活動等を新着情報として掲載し、常に最新の情報が掲載されるように努めること。また、紹介動画を作成している企業については、サイト上に掲載できるようにすること。
- 年度末に掲載内容の確認を行うこと。
- サイトの内容を修正する場合は、あらかじめ磐田市と協議すること。

② LINE 等の SNS 公式アカウント

- 月 1 回以上、配信を行うこと。
- 本事業の LINE 公式アカウント（学生・一般求職者・保護者）を運用すること。
- サイトとの連携を図りながら定期的かつ効果的に情報発信等を行うこと。
- LINE 上でのイベント予約や就職相談など機能拡充を図ること。
- 契約締結後速やかに新規登録者獲得に向けた取組みを実施すること。
- TikTok を活用しイベント参加企業の PR 動画を投稿するなど、集客に繋がる工夫をすること。
- 市公式の instagram を開設し、市内企業やイベント等を PR するほか、就職活動に役立つ情報を定期的に投稿すること。

③ 共通の留意事項

- 各事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- 障害時には速やかに対応できる体制を整えるとともに、直ちに磐田市に報告すること。本業務により作成する一切の成果物の権利は全て磐田市に帰属するものとする。
なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取り扱いについては受託事業者により適切に処理を行うものとする。

(イ) 大学との関係構築

磐田市出身者が多い大学や事業に理解を示す大学等を訪問し、市内企業等の情報や磐田市での暮らしに関する情報を提供するなど、本事業への協力を要請する。

また、本事業に関するイベントを実施する際には、大学への訪問等により効果的な開催告知を行う。

なお、大学訪問した際は、訪問記録を作成し、提出すること。

(ウ) 新規企業開拓

市内企業等を訪問するなどして、業種・職種等を問わず幅広く開拓する。また、インターンシップや採用活動を実施している企業の詳細情報を収集し、学生や大学等に対して情報提供を行う。

(エ) 集客の向上

本事業に関するイベントを実施する際には、静岡県や近隣市町との連携による広域的な開催とするなど、開催方法や周知方法を工夫し、参加目標値を達成するよう取り組むこと。

(オ) 個別就職相談の実施

各イベントに参加した学生や求職者等に対して、履歴書・職務経歴書の添削、面接練習等の対応により随時個別の就職相談を実施し、就職への後押しをするとともに地元企業への定着を図る。

(カ) 周知・広報

事前告知・広報メディアを活用した学生への周知を効果的に行うこと。また、大学等との連携や様々な広報媒体（WEB・SNS・新聞・雑誌・広報誌等）を活用するなどし、学生や一般求職者、保護者等への周知など効果的な開催告知を行うこと。また、必要に応じてチラシ等の印刷物を作成し、大学や関係機関等の必要箇所に必要枚数を配付すること。

※ただし、市の関連施設には市が配付する。【チラシ必要数：約 1,000 枚】

告知原稿（チラシ、広報媒体等）は、磐田市と事前に調整協議し、広告掲載期日等は事前に報告すること。また、広報いわたへの掲載を行う場合は、期日までに原稿を提出すること。

様々な広報媒体や各事業間の相乗効果等を活用し、効果的な事前告知を行うこと。また、市が実施するイベントの告知協力に努めるなど、市が実施する事業と本事業との連携を密に図ること。

(キ) 事業実績の把握

イベント等に参加する学生・一般求職者の事業利用者登録を行うこと。また、履行期間内に本事業によるイベント集客数を把握する他、効果的な手法により就職決定者数を

把握し、目標達成に向けた方策を講ずること。

なお、月ごとの就職決定者数の把握状況を速やかに市に報告すること。

(6) その他

- (ア) 各事業の実施にあたっては、企業・大学・開催会場・磐田市等の関係機関との連絡調整を密に行うこと。また、政府・大学・経済界等の就活指針が発表された場合には指針に従った運用を行い、多くの参加が見込めるよう、各事業の開催時期等を設定すること。
- (イ) 開催日程の設定及び開催会場の選定・予約・支払いを行うこと。
- (ウ) 会場使用料、付帯設備使用料、各事業で磐田市が用意する配布資料及びパネル等の掲示品の開催会場への発送、返送等についても、この業務の予算内で対応すること。
- (エ) 企業の参加料は原則無料とする。ただし、参加企業の開催会場までの交通費や職員の派遣費等の必要経費は事業者負担とし、この業務に係る委託料では一切負担しない。
- (オ) 各事業について、参加特典を付与（ノベルティ配布等）するなど、来場者の増加を促す対策を講じること。
- (カ) 会場に企業ブースを設置する場合は、企業ブースは1企業当たり、企業側説明者用机1台、事業者用椅子3脚、参加学生用椅子3脚以上を用意することを基本とし、企業毎のブースには、社名表示を掲載する。
- (キ) 市と調整のうえ、必要に応じてイベント毎に磐田市のブースを配置すること。
- (ク) 資料等掲示用消耗品（画鋸、セロハンテープ等）のほか、必要に応じホワイトボード、マイク等を用意すること。
- (ケ) 参加学生等が複数の企業説明を受けられるよう工夫すること。
- (コ) 各事業の司会進行には、司会者又はコーディネーター1名を必ず配置し、当日の進行運営を行う。また、会場設営、イベント運営責任者のほか、受付、案内スタッフを配置し、円滑に運営すること。
- (サ) 各イベントの進め方や面談の受け方等、留意事項を記載した案内板の掲示及び配布文書を作成すること。
- (シ) フェア当日の資料を作成し、配布すること。（企業名、担当者名、連絡先一覧、会場等の必要事項、磐田市及び参加企業からの配布資料）。
- (ス) 各業務での参加申込の受付は、受託事業者の手法により参加学生等を確保し、参加者数を事前に把握すること。
- (セ) 会場設営前後や開催状況等の記録写真を撮影し、報告書に含めて提出すること。
- (ソ) 参加者（学生、企業等）へのアンケート調査及び集計をすること。なお、質問内容については事前に磐田市と調整すること。
- (タ) その他、各事業に必要な事項に取り組むこと。

6. 業務実施体制

(1) 人員体制

本業務の遂行にあたっては、業務実施体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、事業全体の責任者及び個別事業ごとの責任者・担当者を定め、明示すること。

- 事業総括責任者

本業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

- 事業担当者

委託元である磐田市との連絡調整を図るとともに、イベント等の個別の事業を円滑に運営し、全体事業を計画的・効果的に遂行できる者を配置すること。

(2) 遂行方法及び提出書類

(ア) 契約締結後、委託業務実施計画書（様式第1号）、委託業務収支計画書（様式第2号）を作成し、速やかに提出すること。

(イ) 各事業の細部の事項については、市担当職員と事前に打合せをすること。また、業務遂行の際は、市との連絡・調整のほか、関係機関との連携・調整を適切に行い、作業の進捗状況を定期的に報告すること。ただし、別途協議が必要と判断された場合は、随時打合せの場を設けるものとする。

なお、その際は打合せの記録（任意様式可）を作成し、打合せ後速やかに市に提出すること。

(ウ) 各事業については、実施後速やかに磐田市に実施状況を報告すること。

目標値が達成できなかった場合は、検証を行い、改善策を書面（任意様式）で提出すること。

(エ) 企業や大学等の訪問や個別就職相談を実施した際は記録を作成し、整備すること。

また、上記の活動状況について報告を求められた場合には、磐田市が定める方法により速やかに報告すること。

(オ) 各事業への参加者（学生、企業等）について、効果測定を実施し、磐田市に報告すること。なお、実施時期及び方法等については別途協議を行う。

また、上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、磐田市が定める方法により速やかに報告すること。

(カ) 業務終了後、委託業務実績報告書（様式第3号）、委託業務収支精算書（様式第4号）を作成し、令和8年3月31日までに磐田市長あてに報告すること。

また、報告の際には、以下の成果品を提出すること。

- ① 成果品等

- 参加者名簿（参加者数、参加者氏名、連絡先等）、企業へのアンケート報告書（図表やグラフ等を用いること）

- 記録写真データ
- 開催告知原稿
- 開催告知用チラシ等（紙ベース・データ）
- 開催告知用チラシ等配布先一覧表（受託者からの配布先）
- 事前告知の内容及び回数、発信者数等が分かる書類
- 企業・大学等訪問記録 ※任意様式可
- 企業開拓リスト ※任意様式可
- キャリアカウンセリング等の個別就職相談記録 ※任意様式可

② 提出先

磐田市経済観光課

③ その他

成果品等は、すべて磐田市に帰属するものとし、市は当該成果品等の内容を受託事業者の承諾なく自由に使用、公表することができる

(3) その他

- 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意を持って業務に臨むこと。
- 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、学生・一般求職者の就労支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- 本事業の実施にあたっては、職業安定法をはじめとした関連法令に基づき、適正に行うこと。
- 本事業を実施する上で必要な機器や物品等は原則リース・レンタルにより調達すること。
- 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意を持って対応し解決すること。

7. その他本業務に関する留意事項

(1) 契約は、別に定める契約書により予定価格の範囲内で締結する。

(2) 関係書類の整備

本業務に関する書類を整備し、業務終了後の次の年度から5年間は保管すること。また、県などからの事業に関する問い合わせに協力すること。

(3) 経費の精算

委託事業終了時において、事業費が確定した結果、残額が生じたときは、当該金額に応じ、減額の変更契約を行う。

(4) 本契約は単年度契約となるため、次年度の受託事業者が変更となった場合は、円滑に事務が移行できるよう、必要な情報を開示し、引き継ぎを行うこと。

- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、磐田市と受託事業者との協議によるものとする。